

東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱

平成31年4月1日

東大阪市上下水道局内規第共8号

(趣旨)

第1条 この内規は、本市（水道事業会計及び下水道事業会計に係るものに限る。）が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項または施行令167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査制度を適用して実施する競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、予定価格200,000,000円（税込み金額）以上の案件とする。

(低入札価格調査委員会)

第3条 低入札価格調査制度を適用して実施する競争入札において、相手方となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査審議するため、東大阪市上下水道局低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は水道総務部長又は下水道部長、副委員長は水道総務部次長（管財課担当）又は下水道部下水道総務室長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急やむを得ない事情により会議を開くことができないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 8 調査委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 10 調査委員会の庶務は、水道総務部管財課又は下水道部下水道総務室総務契約課において処理する。

(予定価格)

第4条 予定価格は、事後公表とする。

(低入札価格調査基準価格)

第5条 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、別に定めるランダム

係数を乗じたものとする。ただし、単価契約については除く。

- (1) 直接工事費額 95%
- (2) 共通仮設費額 90%
- (3) 現場管理費額 90%
- (4) 一般管理費額 55%

2 本市発注の建設工事のうち、業種が「電気」及び「機械器具設置」のものにおける第1項各号に規定する額の構成については、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 直接工事費額は、「直接工事費」及び「機器費に10分の6を乗じた額」の合計とする。
- (2) 共通仮設費額は、「共通仮設費」及び「機器費に10分の1を乗じた額」の合計とする。
- (3) 現場管理費額は、「設計技術費」、「据付間接費」、「現場管理費」及び「機器費に10分の2を乗じた額」の合計とする。
- (4) 一般管理費額は、「一般管理費」及び「機器費に10分の1を乗じた額」の合計とする。

3 前2項により算出した額が、予定価格（税抜き金額）の90%を超える場合または70%に満たない場合は、それぞれ予定価格（税抜き金額）の90%または70%の額に、ランダム係数を乗じた額を調査基準価格とする。

4 対象工事の性質上、前3項により難しい場合は、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の70%から90%までの範囲内で東大阪市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

5 算出された調査基準価格は、事後公表とする。

（失格基準価格）

第6条 失格基準価格は、その価格を下回る入札があった場合に、契約の内容に適合した工事が履行できないとみなす価格をいい、失格基準価格を下回った入札があった場合は低入札価格調査を実施することなく失格とする。

2 失格基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、ランダム係数を乗じたものとする。ただし、単価契約については除く。

- (1) 直接工事費額 75%
- (2) 共通仮設費額 70%
- (3) 現場管理費額 70%
- (4) 一般管理費額 30%

3 本市発注の建設工事のうち、業種が「電気」及び「機械器具設置」のものにおける第2項各号に規定する額の構成については、第5条第2項の各号に示すとおりとする。

4 対象工事の性質上、前2項により難しい場合は、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の90%以下の範囲で管理者が定める。

5 算出された失格基準価格は、事後公表とする。

（入札参加者への周知）

第7条 対象案件に係る競争入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象案件であること
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札した者（以下「低入札価格入札者」という。）は、管理者が指定する日時までに低入札価格調査に必要な書類を提出し、事情聴取等の低入札価格調査に応じなければならないこと
- (3) 低入札価格入札者は、低入札価格調査の結果により落札者とならない場合があること
- (4) 失格基準価格があり、失格基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査を実施せず失格となること

（入札の執行）

第8条 競争入札の結果、失格基準価格により失格となった者を除き、落札者となるべき者が低入札価格入札者であった場合は、当該低入札価格入札者に対する落札決定を保留し、低入札価格調査を実施するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第9条 低入札価格入札者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号に定める低入札価格調査に必要な書類に基づき、積算根拠等の確認を行う。低入札価格入札者は、当該調査資料を管理者が指定する日時までに提出しなければならない。

- (1) 低入札価格調査報告書（様式1）
- (2) 当該価格で入札した理由
- (3) 入札価格の詳細内訳書
- (4) 手持工事の状況（様式2）
- (5) 当該工事現場と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係
- (6) 手持資材の状況（様式3）
- (7) 資材購入先との關係（様式4）
- (8) 手持機械の状況（様式5）
- (9) 労務者の具体的供給見通し（様式6）
- (10) 過去に施工した公共事業名及び発注者（様式7）
- (11) 建設副産物の搬出地（様式8）
- (12) 経営内容
- (13) 信用状況
- (14) その他必要な事項（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）

(低入札価格調査時における措置)

第9条の2 前条による低入札価格調査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者を直ちに失格とする。

- (1) 故意に調査資料を提出期限内に提出しない場合
- (2) 故意に失格となるような調査資料を提出した場合
- (3) 調査資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
- (4) 事情聴取等の調査に協力しない場合
- (5) 契約担当者の指示に従わない場合
- (6) 適正な理由なく調査や落札（事後審査を含む）を辞退した場合
- (7) 調査資料に虚偽記載が判明した場合

(契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合の措置)

第10条 調査委員会における調査審議の結果、最低価格入札者の入札価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者に対して落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者に対してもその旨を通知する。

(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合の措置)

第11条 調査委員会における調査審議の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格（税抜き金額）の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、最低価格入札者と同様の調査審議により決定する。

2 次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては、落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては落札者とする旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対してもその旨を通知する。

3 次順位者についても、調査審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、順次繰り上げた者に対して調査審議を行う。

(同一最低価格の入札者が2者以上の場合の措置)

第12条 入札の結果、調査基準価格を下回りかつ同一の最低価格による入札者が2者以上である場合、同一最低価格を下回りかつ同一の最低価格による入札者が2者以上である場合、同一最低価格で入札した入札者に対して、くじを実施し調査の対象となる者を決定する。

(誓約書の提出)

第13条 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者を落札者とする場合は、当該落札者から契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書（様式9）を提出させるものとする。

(低入札価格落札工事における契約及び入札の取扱い)

第14条 低入札価格落札による工事契約については、工事受注者（共同企業体対象工事では構成員も

含む。)は、請負代金額の30%以上の契約保証金を付することができる。

- 2 当該工事請負契約書に規定する契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から4年とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条は、平成32年4月1日以降について適用し、同日前については、予定価格は事前公表とする。

附 則（令和元年8月1日東大阪市上下水道局内規第共22号）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日東大阪市上下水道局内規第共2号）

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日東大阪市上下水道局内規第共2号）

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日東大阪市上下水道局内規第共3号）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第4項関係）

水道総務部管財課長又は下水道部下水道総務室総務契約課長
調査審議の対象となった案件の積算を所掌する課等の長
調査審議の対象となった案件の予算を所掌する課等の長

(様式1)

低入札価格調査報告書

東大阪市上下水道事業管理者 様

年 月 日

所在地

名 称

代表者職氏名

1. 工事名

2. 入札年月日 年 月 日

3. 入札価格

4. 提出書類

- (1) 当該価格で入札した理由 (自由様式)
- (2) 入札価格の詳細内訳書 (自由様式)
- (3) 手持工事の状況 (様式2)
- (4) 当該工事現場との入札者の事業所、倉庫等との地理的關係 (自由様式)
- (5) 手持資材の状況 (様式3)
- (6) 資材購入先との關係 (様式4)
- (7) 手持機械の状況 (様式5)
- (8) 労務者の具体的供給見通し (様式6)
- (9) 過去に施工した公共事業名及び発注者 (様式7)
- (10) 建設副産物の搬出地 (様式8)
- (11) 経営内容 (自由様式)
- (12) 信用状況 (自由様式)
- (13) その他必要な事項 (建設業法違反の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延状況、その他)

(様式8)

建設副産物の搬出地

建設副産物	受け入れ予定箇所	受け入れ金額
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		
建設発生土		

※ 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入すること。

(様式9)

誓約書

東大阪市上下水道事業管理者 様

年 月 日

所在地

名 称

代表者職氏名

年 月 日に入札しました下記工事の入札価格に関して、私の説明及び提出資料の内容につきましては、事実に相違ありません。

また、工事につきましても、当該入札価格により設計図書等に基づき、契約の内容に適合した施工を行うことを誓約いたします。

なお、この誓約に反した場合は、いかなる取扱いを受けましても、一切異議を申し立てません。

記

工事の名称

入 札 日 年 月 日